

☆農地転用に必要な書類

1)原則として添付する書類(必ず必要です。)

	必要書類	具体的な内容	確認
1	申請地の登記事項証明書	全部事項証明書の原本 ⇒ ※法務局で1筆600円ほどで取得	
2	事業計画書	転用者名(押印)、申請地の所在等、申請地を選んだ理由、転用計画の概要(具体的に)、過去に受けた許可状況、その他参考になる事項を記入	
3	現況写真	写真内に申請地がわかるよう、申請地を囲む・地番を明記	
4	土地利用計画図	平面図(公図の写しでも可)に、建物、工作物、その他の施設の配置、種類、規模などを表示	
5	取水・排水計画書	1)-2 事業計画書の概要に記入でも可 家を建てる等、取水・排水の計画が具体的に必要な場合、土地利用計画図に管路等(取水・生活排水・雨水等)を明記することも可	
6	被害防除計画書	転用によって日照・通風・排水等に影響が出る場合に防除措置を行う計画を示した書面(様式自由) 特に影響が無いと見込まれる場合は、事業計画書にその旨と、被害が出た場合は対応する旨を記入	
7	資金証明書	①自己資金の場合…現在高証明書 ⇒ 金融機関で取得 ②金融機関からの借入の場合…融資証明書 ⇒ 金融機関で取得 ③個人からの借入の場合…貸付人の現在高証明書 貸付に関する承諾書(様式自由) ④事後転用の場合…ある場合は転用の際にかかった費用の領収証	
8	公図等写し	公図の写しに地番、地目、所有者、転用地に隣接する道路、水路を記載(道路を赤に、水路を青に色分けする。)	
9	案内図	住宅地図の写しに申請地の所在地を明記	
10	土地改良区の意見書	土地改良区ではない場合も、1)-2 事業計画書のその他の事項に「申請地は土地改良区外です。」という旨の一文を記入	

2)必要な場合添付する書類(事案によって必要になります。)

	必要書類	具体的な内容	確認
1	合わせて利用する土地の登記事項証明書	転用地と合わせて他の用地を利用する場合は、その土地の全部事項証明書(原本) ※合わせて利用する土地が転用者の所有地でない場合、土地の権利移動または設定の契約書の写しまたは承諾書を添付	

☆農地転用に必要な書類

2)必要な場合添付する書類(事案によって必要になります。)(続き)

必要書類	具体的な内容	確認
2 土地造成計画図	造成を伴う転用計画である場合(平面図、横断図) 切土、盛土、敷均等について明記	
3 建物平面図	転用計画地に建築する建物平面図 住宅だけでなく、太陽光パネルも含む。	
4 取水・排水同意書	取水または排水に、水利権者等の同意が必要な場合	
5 用途廃止、使用・占用許可書 (同意書)等の写し	事業計画内に国有里道、国有水路等がある場合 (転用だけでなく利用する場合も含む。)	
6 小作地関係書類	①小作地(貸付地)を所有者が転用する場合、解約通知書等の写し ②地上権、永小作権、質権等に基づく耕作者がいる場合、その同意があったことを証する書面 ③小作人が小作地を転用する場合、所有者の同意書	
7 法人登記事項証明書	転用者が法人の場合	
8 法人の定款	転用者が法人の場合	
9 住民票抄本または戸籍の附票の写し	登記事項証明書と譲渡人の住所が異なる場合 ※同一人と確認できない場合は他の添付書類が必要	
10 土地測量図	所有権移転を伴わない転用で、土地の一部のみを転用する場合	
11 免許証・資格証等の写し	転用に係る事業実施にあたり免許・資格等が必要である場合	
12 賃貸借契約書等の写し	①転用者が転用後第三者に賃貸する場合(月極駐車上等個々に第三者に賃貸する場合は、その過半数の契約書の写しが必要) ②一時利用の場合、原状回復計画を明確にした契約書の写し	
13 許認可書または申請書の写し	転用に係る事業が他法令の定めるところにより許可、認可、届出、確認等を要する場合	
14 市町村長の意見書	農用地区域内の農地を転用することが認められる場合 例)農用地区域内における一時転用	
15 申請者の耕作証明書	市街化調整区域において、農家住宅・農業用倉庫等を建てる場合 ※佐那河内村内には市街化調整区域はなし	
16 原状回復計画書	一時転用の場合(様式第21号の3)	
17 始末書または経過理由書	許可前に事業着手(完了)していた場合	
18 早期転用理由書	農地取得後3年以内の転用である場合 (一作もしていない場合は許可できない)	
19 その他参考となる資料	事案によって必要。具体例は別紙参照	

☆農地転用に必要な書類

3)太陽光発電施設設置の際、必要となる書類

	必要書類	具体的な内容	確認
1	申請書について	太陽光パネルの面積だけでなく、新たに電柱等、発電・売電に係る設備を農地に設置する場合、その面積も転用面積に含む。	
2	1)-2 事業計画書について	概要の具体例として、①太陽光パネルの発電出力②売電形態等の内容も記入	
3	1)-3 現況写真について	1)-3の内容だけでなく、現況写真内にパネル、電柱、送電線について明記	
4	1)-4 土地利用計画図について	1)-4の内容だけでなく、現況写真内にパネル、電柱、送電線(距離も明記)について明記	
5	2)-3 建物平面図について	①パネルの枚数、面積、総面積 ②農地に電柱等を建てる場合は、電柱の面積 ③①と②の合計面積をそれぞれ記入	
6	全体配置図	パネル設置の全体内容がわかる図	
7	再生可能エネルギー発電設備認定書の写し	経済産業省に申し込み	
8	売電契約書の写し	具体的な申込内容もあれば添付	
10	パネルの内容がわかる書類	設置する太陽光パネルのカタログ等	
11	パワーコンディショナーの内容がわかる書類	設置するパワーコンディショナーのカタログ等(内容と仕様がわかる物)	
12	その他必要書類		

※その他再生可能エネルギー発電設備の場合でも、設備内容が変わるだけで基本的には同じです。

4)営農型発電施設設置の際、必要となる書類(一時転用許可(3年))

※ 3)太陽光発電施設等設置の際必要となる書類は必要

	必要書類	具体的な内容	確認
1	申請書について	①転用面積は支柱等、農地を利用している部分になる。 ②資力について、撤去費用も含めた資金計画となる。	
2	1)-7 資金証明書について	①資金証明については撤去費用も含めた金額の証明が必要 ②撤去費用については撤去する業者の見積の写しを添付	
3	農地法第3条の許可書	設置者と営農者が異なる場合	
4	営農者の同意書		
5	営農計画書	別記様式例第3号	

☆農地転用に必要な書類

4) 営農型発電施設設置の際、必要となる書類(一時転用許可(3年))(続き)

	必要書類	具体的な内容	確認
6	営農の適切な継続が確実にあることが確認できる書類	<p>①生産する農産物の生育に適した日照量が明らかになっており、かつその日照量が確保できる設計が明らかであること ⇒営農への見込みおよびその根拠となる関連データまたは必要な知見を有する者の意見書</p> <p>②同じ作物を栽培する周辺と比べて、平均的な単収、品質が確保できることを証明すること ⇒②を証明するデータ、または必要な知見を有する者の意見書</p> <p>③同じ地域で営農型発電施設で栽培をしている作物がない場合、自然条件に類似性のある多地域の平均的な単収、品質と比較し、ほぼ変わらないことを証明すること ⇒③を証明するデータ、または必要な知見を有する者の意見書</p> <p>など</p>	
7	営農の適切な継続を確保するための計画書等	<p>営農の適切な継続を確保するための方法を実現するための書面など 例) 営農指導者のバックアップがあることがわかる文書など</p>	
8	その他参考となる資料		
9	農産物の生産状況に係る報告	許可後、毎年2月末に提出 別紙様式例第4号	